平成22年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 2 4	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望 項目名	住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 平成19年1月1日以前から存していた家屋のうち一定の者が居住するもの ・特例措置の内容 平成19年1月1日以前から存していた家屋のうち一定の者が居住するものについて、一定のバリアフリー 改修を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100㎡相当分までに限る。)を1/3減額する。
_ ر م	本特例の適用期限(平成 22 年 3 月 31 日)を 3 年間延長する。
関係条文	地方税法附則第 15 条の 9 第 4 項~第 8 項、同法施行令附則第 12 条第 27 項~第 34 項、 同法施行規則附則第 7 条第 9 項、第 11 項、第 12 項
要望理由	我が国では、65歳以上の高齢者の割合が 2005 年の 20.2%から 2025 年には 30.5%へ増加することが見込まれている等(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 18 年 12 月))、今後一層の高齢化が進展していくとともに、特に高齢者の単身の世帯や要介護者が大幅に増加していくことが予想されており、高齢者等が安心して暮らし続けることができる住まいの確保が喫緊の課題となっている。一方、我が国の高齢者の居住環境の現状を見ると、バリアフリー化された住宅の割合は 6.7%にとどまっており、必ずしも住宅に係る高齢者対策は十分とはいえない状況である。このような状況の中、引き続き、本特例によって、バリアフリー性能を有する住宅の整備促進を図り、高齢者の居住の安定の早期確保を図ることが必要である。なお、既存住宅の所有者の自助努力を促しながら、バリアフリー化された住宅ストックの整備促進を図るためには、バリアフリー化に際しての費用負担を軽減することが効果的である。さらに、住宅を改修する国民一人人が個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みよりも、工事完了後に申請を行うことで税の減免を受けられる仕組みの方が、国民・行政双方の手続負担の軽減等の観点から効率的である。
減収 見込額	(22年度)-(49) (23年度)-(50) (24年度) -(52) (単位:百万円)
- 既 存 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・国税 ・融資、補助金その他 バリアフリー改修促進税制(所得税)(租税特別措 高齢者居住安定化モデル事業 置法第 41 条の3の2) (平成 21 年度予算 8,000 百万円) バリアフリー改修工事特別控除制度(所得税)(租 高齢者居住安定化緊急促進事業 税特別措置法第 41 条の 19 の3) (平成 21 年度予算 4,000 百万円)
地方税以外の措置 理 22年度の 望	・国税 ・融資、補助金その他 地域住宅交付金(高齢者円滑入居賃貸住宅のバリアフ ー リー改修に対する支援、住宅ストックのバリアフリー改修に対する定額補助型提案事業を追加)(平成 22 年度概算要求額 1,985 億円の内数)
過 去 の 要望経緯	平成 19 年度 創設
本要望に 対応する 縮 減 案	